令和５年５月２日

南砺市内小・中・義務教育学校

　児童・生徒の保護者の皆様

南砺市教育委員会

教育長　松本　謙一

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南砺市立城端中学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　校　長　安養　　貢

令和５年５月８日からの新型コロナウイルス感染症の対応について（お知らせ）

日頃より南砺市教育委員会の取組等について、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、国と県からの通知を基に、下記のとおり変更します。

　つきましては、今後もご家庭において感染予防に努めていただくようお願いします。

記

１　児童生徒の出欠席に関わる内容（変更した内容）

・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間を、

「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」とする。

・濃厚接触者としての特定は行われないことから、感染が確認されていない児童生徒については、出席停止の対象とはしない。

・感染が不安で休ませたい場合は、同居家族に高齢者や基礎疾患がある人がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、これまでと同様に出席停止とし、欠席とはしない。

・児童生徒本人に、風邪症状（花粉症等を除く）がある場合は、自宅で休養することが望ましい。但し、その場合は欠席となる。

２　その他（引き続き行う内容）
　　・毎朝の健康状態の確認。

【問い合わせ先】南砺市立城端中学校　TEL６２―０２３５